

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が○年○月○日付けで再審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした労働者災害補償保険法による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すことを求める。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、A所在の会社Bに雇用され派遣社員として業務に従事していた。
- 2 請求人は、○年○月○日、C駅改札付近で転倒し、左足を負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同年○月○日、D施術機関に受診し、「左足関節捻挫、左下腿部挫傷」と診断され、その後、複数の医療機関での療養の結果、○年○月○日治癒（症状固定）した。

- 3 本件は、請求人が、治癒後、障害が残存するとして、障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当すると認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人がこれを不服として本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が○年○月○日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
（略）
- 2 原処分庁  
（略）

#### 第4 争 点

請求人に残存する障害が、障害等級第14級を超える障害に該当する障害であると認められるか。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 理 由

##### 1 当審査会の事実認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 本件災害により請求人に残存する障害で検討すべきものは、決定書理由(略)に説示するとおり、○年○月○日付けE医師作成の診断書、同年○月○日付け調査結果復命書、同年○月○日付け調査結果復命書並びに災害の原因及び発生状況等から、左足関節の機能障害及び神経系統の障害であると認められる。

##### (2) 左足関節の機能障害について

請求人に残存する左足関節の機能障害について、E医師は、上記診断書において、左足関節の関節運動範囲は「full」であり、ROM(可動域)制限はないと所見している。また、F医師は、関節運動測定表において、「屈曲(健側(右):50度、患側(左):50度)、伸展(健側(右):20度、患側(左):20度)」としている。

当審査会としても、一件記録を精査するも、E医師及びF医師の診断は妥当であり、決定書理由(略)に説示するとおり、患側の屈曲運動及び伸展運動の可動域(合計)が健側の可動域の3/4以下に制限されていないことから、左足関節の機能障害は認められないと判断する。

##### (3) 神経系統の障害について

請求人に残存する神経系統の障害について、F医師は、同年○月○日付け意見書において、残存障害として「左足下腿より足部にかけて常時疼痛を残している。」としている。

当審査会としても、請求人の主張をもとに一件記録を精査するも、F医師の意見は妥当であり、決定書理由(略)に説示するとおり、請求人に残存する障害として左足下腿より足部にかけての神経症状が認められ、その程度は、「局部に神経症状を残すもの」(障害等級第14級の9)に該当するものと判断する。

(4) 以上から、請求人の障害は、障害等級第14級に該当するとした監督署長の判断は妥当であると判断する。

(5) なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。